

静岡県告示第647号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定に基づき、仁科川非出資漁業協同組合（内共第7号）第五種共同漁業権遊漁規則の変更を認可したので、同条第7項の規定に基づき次のとおり変更内容を告示する。

令和2年9月18日

静岡県知事 川 勝 平 太

- 1 漁業権者の名称及び所在地
仁科川非出資漁業協同組合 賀茂郡西伊豆町仁科923
- 2 漁業権の免許番号
内共第7号
- 3 変更の内容
別表のとおり
- 4 遊漁規則施行の日
令和2年9月9日

別表

改正前					改正後				
(漁業の方法、規模等)					(漁業の方法、規模等)				
第3条 次の表のア欄に掲げる漁業は、それぞれイ欄の漁業の方法により、ウ欄の統数または、規模の範囲内においてエ欄の区域内及び、オ欄の期間中でなければ営んではならない。					第3条 次の表のア欄に掲げる漁業は、それぞれイ欄の漁業の方法により、ウ欄の統数または、規模の範囲内においてエ欄の区域内及び、オ欄の期間中でなければ営んではならない。				
ア、魚種	イ、漁法	ウ、規模	エ、区域	オ、期間	ア、魚種	イ、漁法	ウ、規模	エ、区域	オ、期間
あゆ漁業	友釣 ドブ釣り (毛針釣り) (石川釣り) 餌釣り	掛針2段 4本以内 毛針流し は除く 赤虫の使用は除く	基点第17号 と基点第18号を結ぶ線 から上流の 仁科川本流 及び支流本 谷川、白川 ・赤沢の全 区域	6月1日以後で組合が 定め公示する 日から12月 31日まで エサ釣り 8月10日か ら	あゆ漁業	友釣 ドブ釣り (毛針釣り) (石川釣り) 餌釣り	掛針2段 4本以内 毛針流し は除く 赤虫の使用は除く	基点第17号 と基点第18号を結ぶ線 から上流の 仁科川本流 及び支流本 谷川、白川 ・赤沢の全 区域	6月1日以後で組合が 定め公示する 日から12月 31日まで エサ釣り 8月10日か ら
	投網		<u>海名野橋より岩谷戸橋</u>			—	—		
あまご漁業	餌釣り 和式毛針釣 (テンカラ) ルアー釣り		同上	3月1日以後で組合が 定め公示する 日から10月 31日まで	あまご漁業	餌釣り 和式毛針釣 (テンカラ) ルアー釣り <u>フライ釣り</u>		同上	3月1日以後で組合が 定め公示する 日から10月 31日まで
(略)					(略)				
					※ <u>保護期間11月1日より11月30日まで築地橋上流起伏堰より岩谷戸堰までを全魚種禁漁とする。</u>				

附 則

この規則は、令和2年9月9日から施行する。